

滋賀県職員生活協同組合ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、滋賀県職員生活協同組合ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）第4条 第2項の規定に基づき、滋賀県職員生活協同組合（以下、「当組合」という。）ホームページにおける広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(広告を掲載しない業種および事業者)

第2条 次に掲げる業種および事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業およびそれに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業および事業者金融業を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじに係るものを除く。
- (4) エステティックサロン、美容整形など、法律の定めない医療類似行為を行う業種
- (5) 特定商取引に関する法律に規定する通信販売、訪問販売を専ら行う事業者。ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
- (6) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
- (8) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 県税の滞納がある事業者
- (11) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止または指名の対象外の措置期間中である事業者
- (12) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧または暴力団員を利用するなどしている事業者および暴力団の維持、運営に協力し、または関与している事業者
- (13) その他消費生活協同組合としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある業種および事業者

(掲載しない広告の内容)

第3条 次に掲げる内容の広告は掲載しない。

- (1) 法令に違反し、または違反するおそれのある広告

ア 法令により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品またはサービスを提供するもの

イ 法令に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品またはサービスを提供するもの

(2) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある広告

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、または肯定し、美化するもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなものまたは裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するものまたはそのおそれのあるもの

オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの

(3) 人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告

ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するものまたはそのおそれのあるもの

イ 名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれのあるもの

ウ 他を誹謗、中傷または排斥するもの

(4) 選挙に関する広告

公の選挙または投票の事前運動に該当するものまたはそのおそれのあるもの

(5) 政治性のある広告

政治団体による政治活動を目的とするものまたはそのおそれのあるもの

(6) 宗教性のある広告

宗教団体の布教推進を目的とするものまたはそのおそれのあるもの

(7) 社会問題についての意見広告

ア 社会問題に関する主義主張を行うもの

イ 国内世論が大きく分かれているもの

(8) 個人の氏名の名刺広告

個人の氏名、所在地、連絡先などの周知を目的とするものおよび年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的とするもの

(9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告

ア 誇大な表現や根拠のない表示、誤解を招くような表現を含むもの

イ 虚偽の表示を含むもの

(10) 責任の所在が不明確な広告

客観的に見て責任の所在が明らかでないもの

(11) その他当組合の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告

ア 学校教育法に規定する教育内容に反するなど、学校教育活動に支障を来すおそれのあるもの

- イ 喫煙を勧奨するもの
- ウ 特定の業者に不利益を与えるもの
- エ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、または著作権等を侵害するおそれのあるもの
- オ 国、地方公共団体、その他の公共機関が、広告主またはその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- カ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- キ 加重・多重債務を助長するものまたはそのおそれのあるもの
- ク 投機、射幸心を著しくあおるもの
- ケ 非科学的または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- コ 色彩またはデザインが著しくけばけばしく、ホームページとの調和を損なうおそれのあるもの
- サ 品位を損なう表現のもの
- シ 業種ごとに定めのある広告に関する関連法規等に照らし問題があるもの、その他各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現となっているもの
- ス その他消費生活協同組合としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある内容および表現を含むもの

(人材募集に関する内容)

第4条 人材募集に関する内容について、次に掲げる項目に全て該当する場合は、掲載できる。

- (1) 主として企業の魅力発信を目的とする広告
- (2) 県内に本社を有する企業等の広告など県民の雇用促進に資する内容であること
- (3) 広告主の企業活動および広告内容において職業安定法および青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）や労働基準法、最低賃金法等への違反がないこと

付則

この基準は、令和7年5月8日から実施する。